

第5次 千葉市男女共同参画 ハーモニープラン

～未来を創る多様な力～

令和5年度 ≫ 令和9年度

男女共同参画社会の 実現を目指して

東京 2020 オリンピック・パラリンピックは、各国から多くの選手が集まり、多様性と調和を象徴する祭典となりました。千葉市でも、オリンピック3競技とパラリンピック4競技が行われ、中でも、ゴールボールの日本女子チームが銅メダルを獲得されたことは、多様性の象徴として記憶によみがえります。



一方で、新型コロナウイルスの感染拡大が人々の生活に影響を与えているとともに、少子高齢化に伴う社会構造の変化、地球温暖化に伴う気候変動など、社会経済の不確実性が高まる中、持続的な発展のためには、誰もが個性を認め合い、活躍することの出来る「男女共同参画社会」の実現が今こそ必要です。

本市では、平成 15 年（2003 年）に千葉市男女共同参画ハーモニー条例を施行し、男女共同参画社会の形成に関する施策や市・市民・事業者の取組みを総合的かつ計画的に推進するため、基本計画を策定することなどを定めています。これに基づき、平成 17 年（2005 年）3月にちば男女共同参画基本計画・新ハーモニープランを策定し、以降、数次にわたる改定を経て、様々な施策を展開してきました。これらの取組みにより、管理職に占める女性割合の向上や男性の育児休業取得者数の増加など一定の成果を上げてきましたが、目指す社会の実現は、まだ道半ばです。

令和3年度（2021年度）の市民意識調査では、男性は仕事、女性は家事・育児という考えについて、30歳代男性で「賛成」が半数を占めるなど、固定的役割分担意識が根強く残っています。また、コロナ禍のもと、女性の雇用や所得において特に大きな影響が生じ、男女間の格差が顕在化するとともに、生活不安やストレス、外出自粛等の影響により、全国的にDV相談が増加するなど、様々な問題が浮き彫りになっています。

こうした中で、千葉市は、変革の時代に対応した施策を展開するため、このたび、「第5次千葉市男女共同参画ハーモニープラン」を策定しました。

今後は、本プランで掲げた基本目標に基づき、千葉市が進めるあらゆる施策において、取組みを強力に進めて参ります。市民・事業者の皆様におかれましても、このプランが、既存の制度や慣行について議論を深めていただく契機となることを願っております。

令和5年（2023年）3月
千葉市長

神谷俊一

目 次

第1章	計画の考え方	1
1	趣旨	1
2	背景	3
3	基本的視点	13
4	位置づけ・期間	14
5	推進体制	15
第2章	施策の内容	17
基本目標	I あらゆる分野における女性の活躍	17
	① 政策・経営方針決定過程への女性の参画拡大	19
	② 働く場における男女共同参画の推進	22
	③ 男女がともに担う地域社会づくり	26
基本目標	II 安全・安心で自分らしい暮らしの実現	28
	① 配偶者等からの暴力の防止と被害への対応	30
	② セクシュアルハラスメントや性犯罪等の防止と被害への対応	30
	③ 男女共同参画の視点に立った、困難を抱える方への支援	33
	④ 多様性を尊重した暮らしやすい環境づくり	37
	⑤ 生涯にわたる健康づくりの促進	41
	⑥ 防災・復興における男女共同参画の推進	43
基本目標	III ワーク・ライフ・バランスの実現	45
	① 多様で柔軟な働き方の推進	46
	② 男女がともに担う家庭生活づくり (家事・育児・介護等への支援)	49
	③ 市民に寄り添ったデジタル化の推進	54
基本目標	IV 人材の育成と理解の促進	56
	① 様々な個性や能力を伸ばし、可能性を広げる学校教育等の推進	57
	② 市民の理解促進・家庭や地域における学習機会の充実	61
	③ 男女共同参画を推進する民間団体との連携と支援	63
	参考資料	66
1	千葉市の男女共同参画施策の経緯	66
2	施策体系表	68
3	千葉市男女共同参画ハーモニー条例	69
4	男女共同参画基本法	73
5	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	79

1 趣旨

平成 15 年（2003 年）4 月に施行した「千葉市男女共同参画ハーモニー条例」（以下「ハーモニー条例」という。）に基づき、男女共同参画社会の形成に関する施策並びに市民及び事業者の取組みを総合的かつ計画的に推進するため、「第 5 次千葉市男女共同参画ハーモニープラン」を策定しました。

（1）目指すべき社会（ハーモニー条例前文）

ハーモニー条例では、市、市民及び事業者が協力して目指すべきものとして、次のような社会を掲げています。

**すべての市民が
男女の別なく
個人として尊重され
お互いに対等な立場で
あらゆる分野に
参画する機会が確保され
責任を分かちあう
男女共同参画社会**

(2) 基本理念（ハーモニー条例第3条）

ハーモニー条例では、男女共同参画社会の形成を推進するに当たり、次のような基本理念を掲げています。

①男女の人権の尊重

性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として尊重されること

②男女の自立と多様な生き方の選択

男女がともに自立し、自らの意思で多様な生き方を選択できること

③市、市民、事業者の協働

市、市民、事業者が、自らの意思により協働して男女共同参画に取り組むこと

④意思決定の場への平等な参画

あらゆる分野の意思決定の場に、男女が対等な構成員として参画できること

⑤家庭生活と社会生活の円滑な運営

女性及び男性が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活と社会生活を円滑に行い、家族や社会の一員としての役割を果たせること

⑥生涯にわたる心身の健康

妊娠、出産その他の健康について、自らの意思が尊重され、生涯にわたる心身の健康が維持されること

⑦国際的協調

男女共同参画社会の形成が、国際的な理解と協力の下に推進されること

2 背景

(1) 社会経済情勢と千葉市の状況

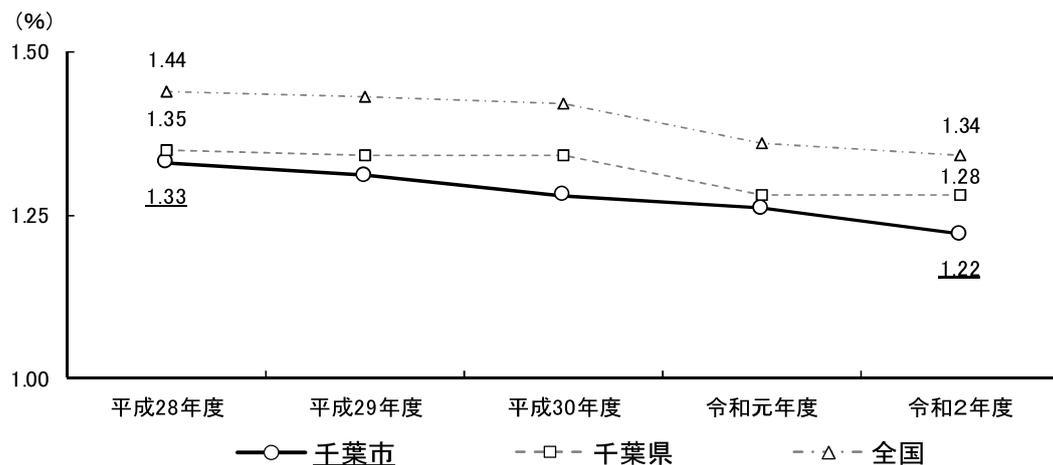
これまで、千葉市は、男女共同参画社会の実現に向け、拠点施設の整備や、ハーモニー条例の施行、4次にわたる基本計画の策定と施策の実施など、着実に取組みを進めてきました。

第5次プランの策定にあたっては、第4次プラン策定以後の以下のような社会経済情勢と千葉市の状況を踏まえた内容とする必要があります。

① 人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加

千葉市の合計特殊出生率は年々低下し、令和2年度（2020年度）は1.22となっており、人口は2020年代前半をピークに減少に転じる見込みです。

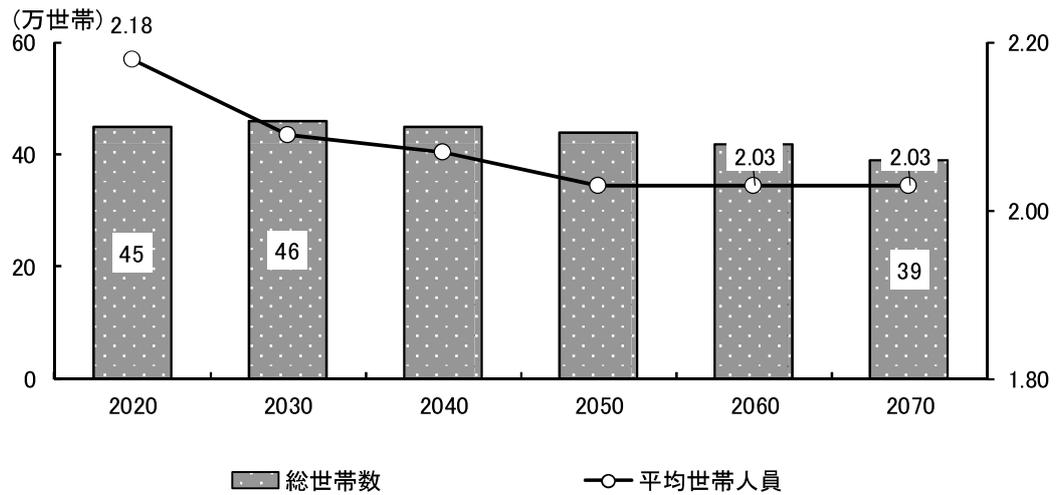
【図1 合計特殊出生率】



出典：全国・千葉県「人口動態統計」、千葉市「千葉市保健統計」を基に作成

また、未婚・単独世帯が増加するなど世帯構成にも大きな変化が生じており、千葉市の1世帯当りの平均人員は年々低下することが見込まれます。

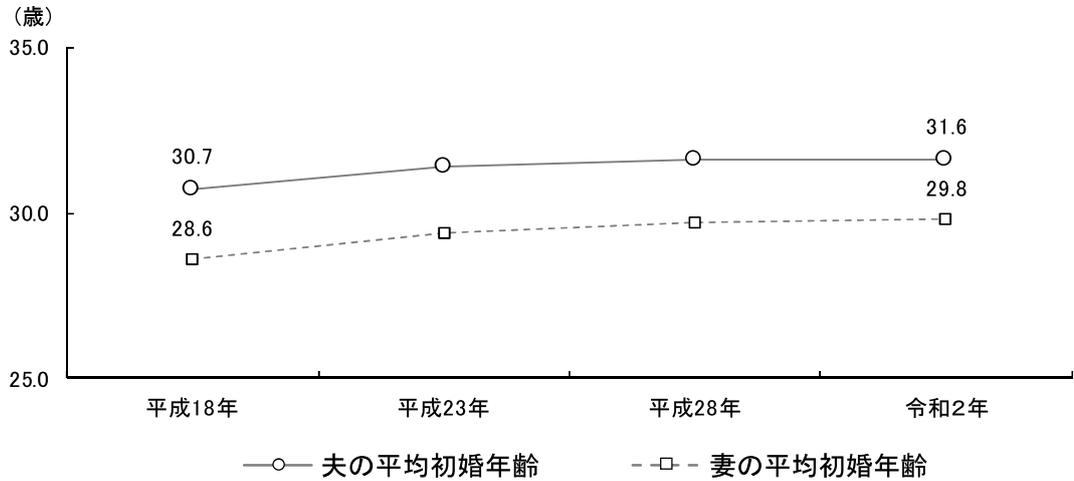
【図2 世帯数及び平均世帯人員の推計（千葉市）】



出典：令和4年（2022年）3月推計（千葉市作成）を基に作成

さらに、平均初婚年齢については、令和2年（2020年）で夫31.6歳、妻29.8歳と年々高くなる傾向にあります。

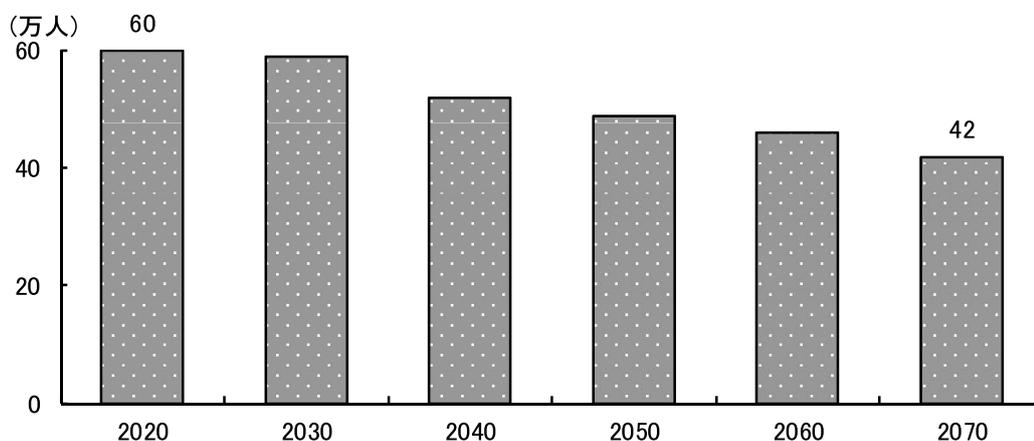
【図3 平均初婚年齢（千葉市）】



出典：千葉市保健統計を基に作成

加えて、生産年齢人口（15-64歳）は継続的に減少し、分野を問わず生産活動に携わる労働力不足が懸念されます。

【図4 生産年齢人口（15-64歳）の見通し（千葉市）】



出典：令和4年（2022年）3月推計（千葉市作成）を基に作成

このように、今後、人口構成や世帯構成にますます大きな変化が生じることが想定される中で、女性の活躍を推し進めることは、女性本人の経済的自立や自己実現に資するのみならず、社会全体として、地域社会の担い手の確保や経済社会の持続可能性向上にもつながっていきます。

また、希望する者が経済的な不安等を解消して結婚できるようにするとともに、子どもを産み・育てたいと思う人が安心して出産・子育てしやすい環境の整備が必要です。

② 災害等リスクの増大

近年、人間活動の拡大に伴い地球温暖化が進行しており、今後、極端な降水や台風が発生など気温上昇に伴う影響が深刻化することが懸念されます。

千葉市においても、令和元年（2019年）には台風・大雨により次々と被災し甚大な被害を受けました。

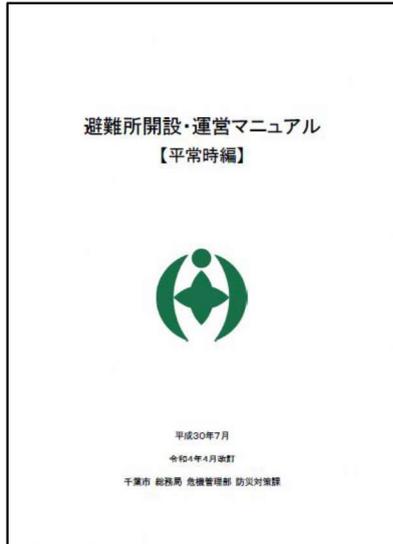
【近年発生した災害】

災害名	被害状況
令和元年（2019年） 房総半島台風 （台風第15号） 9月9日千葉市付近に 上陸	死者：2人 負傷者：重傷1人、軽傷12人 停電に伴う被害（熱中症等）：重症4人、 軽傷49人 住家被害：全壊14件、半壊245件、 一部破損6,367件、床上浸水3件、 床下浸水4件 避難者数：最大612人
令和元年（2019年） 東日本台風 （台風第19号） 10月12日伊豆半島 に上陸	死者：0人 負傷者：重傷0人、軽傷4人 停電に伴う被害（熱中症等）：重症0人、 軽傷1人 住家被害：全壊0件、半壊0件、一部破損83件 避難者数：最大2,106人
令和元年（2019年） 10月25日大雨	死者：3人 負傷者：重傷1人、軽傷2人 住家被害：全壊8件、半壊19件、 一部破損38件、床上浸水39件、 床下浸水78件 避難者数：最大63人

出典：庁内資料を基に作成

また、千葉市を含む首都圏は、マグニチュード7クラスの地震が発生する可能性が高いとされています。その場合、建物やライフラインへの被害の発生、交通麻痺に伴う帰宅困難者の発生等が強く懸念されます。

このような状況においては、迅速な復旧・復興が可能で、災害に強い地域社会づくり、まちづくりが求められており、そのためには、男女双方の視点を活かした地域社会づくり、まちづくりが行われるとともに、男女双方が防災・復興の主体的な担い手となることが不可欠です。



< 避難所開設・運営マニュアル【平常時編】 >

避難所運営委員会が、災害発生時に避難所運営を円滑に行うことができるように、主に平常時に行う活動をまとめたものです。

避難所運営の基本方針や、避難所開設・運営マニュアル作成等の、平常時から準備していくことが記載されています。

男性や女性、LGBTからの視点での配慮等についても盛り込まれています。



< 避難所開設・運営マニュアル例【災害時編】 >

各避難所運営委員会が、避難所開設・運営マニュアルを作成する際の参考とするために千葉市が作成したマニュアル例です。

少なくとも委員の3割以上は女性にすることなどの男女共同参画の視点や、災害時の性別特有のニーズやLGBTのニーズを意識し、避難所運営に反映させるためのチェックシートが盛り込まれています。

さらに、大規模災害の発生時には、女性や脆弱な状況にある人々がより深刻な影響を受けます。このような非常時には、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、増大する家事・育児・介護等の家庭責任が女性・女兒に集中しがちであること、女性がより職を失いやすいこと、配偶者等からの暴力や性被害・性暴力が増加することといったジェンダーに起因する諸課題が一層顕在化します。

今後も、大規模災害が発生する可能性があることを見据え、平常時から防災・復興分野における男女共同参画を推進し、非常時に男女双方が活躍し、どちらか一方に負担が集中することがない体制づくりを推進する必要があります。

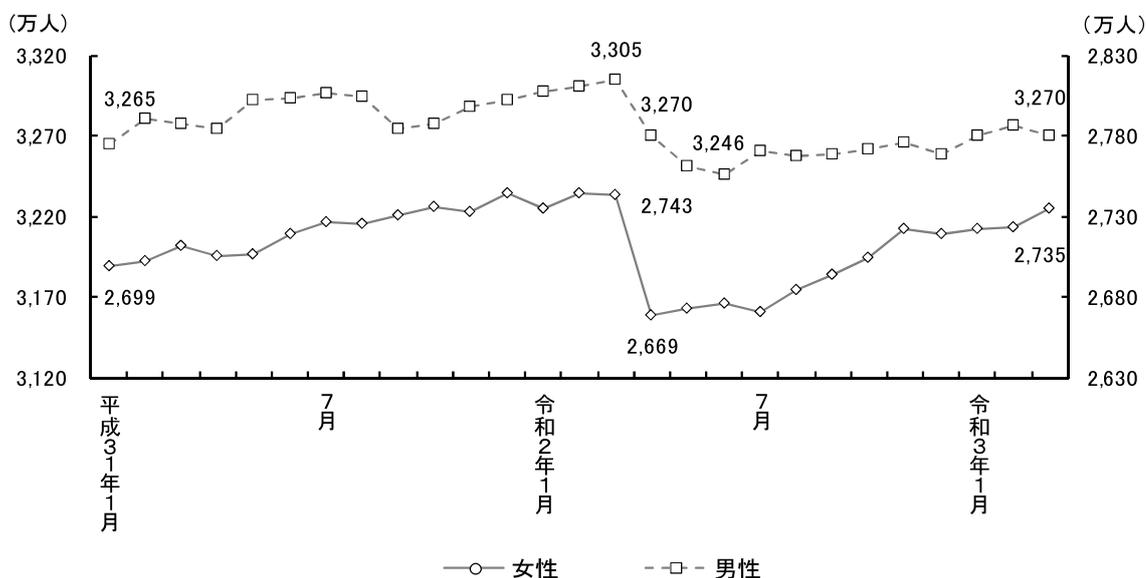
③ 新型コロナウイルス等感染症拡大リスクの増大

令和2年（2020年）、新型コロナウイルス（C o v i d - 1 9）は、グローバルな移動環境を背景に短期間で世界中に伝播し、大都市を中心に感染拡大し経済活動を停滞させるなど、過密都市やグローバル経済の感染症に対する脆弱性を顕在化させました。

こうした課題を克服し、しなやかで質の高い社会経済を構築していくためには、医療体制の充実はもとより、デジタルトランスフォーメーションを推進し、テレワークや在宅勤務、時差出勤などの新しい働き方の普及・浸透も含め、「新たな日常」を通じた、社会経済活動・行政活動の一層の効率化を進めていくことが必要であり、テクノロジーも活用しながら、感染症リスクに対応した新たなライフスタイルを支えるまちづくりを推進することが必要です。

また、男女間においては、行動制限等により、非正規雇用労働者、宿泊、飲食サービス業等が大きく影響を受けたことにより、女性の雇用、所得が、男性に比べて大きく減少するなど、男女間の格差が依然として大きいことが浮き彫りになりました。さらに、生活不安やストレス、外出自粛等の影響により、全国的にDV相談が増加するなど、様々な問題が表面化しました。

【図5 雇用者数の推移（全国）】



出典：内閣府「男女共同参画白書（令和3年度）」を基に作成

④ テクノロジーの進展

今後、テクノロジーの進展とともに幅広い分野におけるAIなどの社会実装が進み、Society5.0に向けた本格的なデジタル社会に移行していくことが想定されます。

経済活動や社会の規範、人々の価値観・ライフスタイルなど広範囲で変化が加速する中、テクノロジーは生産性向上やインクルーシブな社会の実現など、社会的課題を解決・緩和し、質の高い社会を実現し得る、より一層、重要なツールとなります。

そこで、市民一人ひとりが自分に最適な暮らしを実感でき、多様な主体が地域課題の解決や新たな価値の創造に取り組むことができる社会の実現に向けて、テクノロジーの効用を最大限発揮させる必要があります。そのためには、幅広い主体の連携によるスマートシティの推進とともに、すべての市民がデジタル化の恩恵を享受できる環境を整備することが求められています。

また、多くの産業・職業が、情報技術や電子工学、機械工学と密接に関わるため、この分野における人材育成が求められていますが、全国的に、大学等で理工系分野を専攻する女性や研究者に占める女性の割合が低く、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消が必要です。

(2) 国際社会・国・千葉県・千葉市の動き

①国際社会の動き

昭和54年(1979年)に国連で採択された女子差別撤廃条約や、平成7年(1995年)の第4回世界女性会議で採択された北京宣言・行動綱領が事実上の国際基準となり、男女差別の解消に向けた取組みが継続的に展開されています。

また、平成27年(2015年)に国連で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」には、「ゴール5 ジェンダー平等を実現しよう」等、本計画と関連した目標が盛り込まれています。

世界経済フォーラムが令和4年(2022年)に公表した「ジェンダー・ギャップ指数(GGI)」をG7各国で比較すると、平成18年(2006年)に日本とほぼ同順位であったフランスやイタリアがそれぞれ15位、63位と着実に順位を上げる中、我が国は146か国中116位と低迷しているなど、国際社会のスピード感を備えた取組みと比較すると、我が国の男女共同参画の推進状況は、政治分野や経済分野をはじめ非常に遅れたものとなっています。

持続可能な開発目標(SDGs)



②国の動き

平成 11 年（1999 年）に施行された「男女共同参画社会基本法」に基づき、平成 12 年（2000 年）に「男女共同参画基本計画」を、その後、5 年ごとに基本計画が策定されており、令和 2 年（2020 年）には現行計画である「第 5 次男女共同参画基本計画」が閣議決定されています。この計画では、めざすべき男女共同参画社会の形成の促進を図るため、4 つの社会、

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

が改めて提示されています。

また、令和 4 年（2022 年）6 月に決定された「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2022」の中では、第 5 次男女共同参画基本計画で決定した成果目標の達成や施策の実施に向けた取組みの更なる具体化を行うとともに、新たに取り組む事項として、

- ①女性の経済的自立
- ②女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現
- ③男性の家庭・地域社会における活躍
- ④女性の登用目標達成（第 5 次男女共同参画基本計画の着実な実行）

を掲げ、速やかに各取組みを進めるとされています。

なお、ジェンダー・ギャップ指数でも課題となっている政治分野では、平成 30 年（2018 年）に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女それぞれの公職の候補者数について目標を定める等、自主的な取組みの努力等が定められています。

③千葉県の動き

平成13年（2001年）3月に、男女共同参画社会基本法に基づく初めての法定計画である「千葉県男女共同参画計画」を、その後、数次にわたる策定を経て、令和3年（2021年）には、現在の「第5次千葉県男女共同参画計画」を策定しています。

県計画では、男女がともに認め合い、支え合い、元気な千葉の実現を目指すことを目標とし、あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくりや安全・安心に暮らせる社会づくり、男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり等に取り組むなど、千葉県における男女共同参画社会の実現に向けて、各種施策を推進することとしています。

④千葉市の動き

平成3年（1991年）9月に「ちば女性計画・ハーモニープラン」を策定し、数次にわたる策定を経て、男女共同参画社会の実現に向けた様々な施策を展開してきました。

また、平成11年（1999年）12月に、男女共同参画社会形成のための拠点施設として「千葉市女性センター」（平成23年（2011年）4月、「千葉市男女共同参画センター」（以下「男女共同参画センター」という。）に名称変更）を開設しました。

さらに、平成15年（2003年）4月には、「千葉市男女共同参画ハーモニー条例」を施行し、男女共同参画推進の基本理念や市・市民・事業者の役割、基本的な施策を定めました。

平成28年（2016年）3月には、「ちば男女共同参画基本計画～第4次ハーモニープラン～」を策定し、5つの基本目標を設定するとともに、固定的性別役割分担意識の解消に向けた取組や、配偶者等からの暴力などの人権被害の防止、方針決定の場への女性の参画拡大、ワーク・ライフ・バランスの推進、LGBT（性的少数者）への理解促進と支援など、重要性が増す課題に対応を図ってきました。

3 基本的視点

計画の趣旨と背景を踏まえ、男女共同参画社会の実現を目指すため、第5次プランの策定に当たる基本的視点を次のとおりとします。

(1) あらゆる分野における男女共同参画・女性活躍の視点の確保

男女共同参画・女性活躍は、分野横断的な価値として不可欠であり、あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を常に確保し施策に反映することが必要です。

(2) 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組みの強化

女性に対する暴力をめぐる状況の多様化に対応しながら、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取組みを強化することが必要です。

(3) 多様な困難を抱える女性に対するきめ細やかな支援

多様な困難を抱える女性に対するきめ細やかな支援を行うことにより、女性が安心して暮らせるための環境整備を進めることが必要です。

(4) AI、IoT等の新たなテクノロジーの活用による環境の整備

AI、IoT等の科学技術の発展に男女が共に寄与するとともに、その発展が男女共同参画に資する形で進むよう取り組むことが必要です。

(5) 男女共同参画社会の形成をけん引する人材の育成

男女共同参画社会の形成を牽引する人材を育成するための教育や研修が重要であり、特に、次代のリーダーを育成するための若年世代を対象とした取組みが必要です。

4 位置づけ・期間

(1) 位置づけ

- 本計画は、「ちば女性計画・ハーモニープラン」「ちば男女共同参画計画・ハーモニープラン 21」「ちば男女共同参画基本計画・新ハーモニープラン（平成 23 年度（2011 年度）から後期計画として改定）」、「ちば男女共同参画基本計画・第 4 次ハーモニープラン」に次ぐ、千葉市の第 5 次計画です。
- 本計画は、ハーモニー条例第 9 条に基づく男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画です。
- 本計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に規定されている市町村男女共同参画計画にあたることから、千葉市の上位計画である「千葉市基本計画」や他分野の計画との整合性を考慮するとともに、国の男女共同参画基本計画を勘案して策定しています。
- 本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という。）の第 6 条に規定されている市町村推進計画です。
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の第 2 条の 3 第 3 項の規定に基づく市町村基本計画は、本計画の一部として、「第 3 次千葉市 DV 防止・被害者支援基本計画」を別に定めることとします。

(2) 期間

本計画の期間は、令和 5 年度（2023 年度）から令和 9 年度（2027 年度）までの 5 年間とします。

ただし、社会経済状況や進捗状況の変化により、必要に応じて見直しを行うこととします。

5 推進体制

(1) 推進体制

男女共同参画社会の形成に向けた取組みは、あらゆる分野にわたることから、全庁的な施策の展開を図ることが重要です。

そのため、本市では、次のような推進体制のもとで本計画を実行します。

① 千葉県男女共同参画推進協議会

男女共同参画に関する市役所内の総合的な企画や、連絡調整等を行う庁内組織です。副市長を会長、市民局長を副会長とし、教育長及び関係局長等を構成員としています。

協議会の下に、生活文化スポーツ部長を幹事長、各局主管課長等を幹事とした幹事会が置かれ、男女共同参画の総合的かつ効果的な推進を図るため、調査協議を行っています。また、幹事会は各局等に男女共同参画推進員を置き、全庁的に男女共同参画の施策を展開しています。

② 千葉県男女共同参画審議会

ハーモニー条例第17条に基づく、基本計画その他の男女共同参画社会の形成に関する重要事項を調査審議するための市長の附属機関です。施策の実施状況について調査審議し、市長に意見を述べることができます。

③ 千葉県男女共同参画センター

ハーモニー条例第15条に基づく、男女共同参画社会形成のための拠点施設です。

男女共同参画センターでは、男女平等を目指す市民の方の様々な活動や学習を支援するため、「調査・研究」「情報収集提供」「相談」「研修・学習」「交流啓発」の5つの機能を有しています。

(2) 市民や事業者、民間団体、他自治体等との協働と連携

市民や事業者の主体的な取組みを支援し、ともに協力し合うとともに、国や県、他の地方公共団体、民間団体等との幅広い連携を推進します。

【推進体制図】

